

保証料の優遇対象となる方・優遇内容変更のご案内

令和7年10月1日（水）のご融資分から（公財）教育資金融資保証基金の保証料の優遇対象になる方と優遇内容が変更になります。

変更内容は以下の表をご覧ください。

○変更内容

優遇の対象となる方	優遇内容	
ご家庭の状況等	ご融資日	
	令和7年10月1日（水）以降	令和7年9月30日（火）まで
母子家庭/父子家庭	通常保証料の 2/3（注1）	通常保証料の 1/2（注1）
交通遺児家庭		
教育離島特例を適用 するご融資		
多子500万円以下世帯	通常保証料（注2）	

（注1） 優遇の対象となる方が実際にご負担される保証料の割合を言います。

（注2） 母子家庭/父子家庭、交通遺児家庭または教育離島特例にも該当する場合は、通常の2/3となります。

ご融資額、ご返済期間等に応じたそれぞれの
詳しい保証料総額は、沖縄公庫ホームページの
返済シミュレーションにてご確認ください。

